

四十年代中国における民主国家への試み

——梁漱溟と中国民主同盟の役割——

(京都大学大学院) 余 項科

序

- 一 中国民主同盟の成長過程とその周辺状況
 - 統一建国同志会の生成
 - 中国民主政団同盟の登場
 - 中国民主同盟への改組
 - 二 民主統一戦線と政治協商路線
 - 民主同盟と共産党の連帯
 - 民主統一戦線の形成
 - 終戦後の内外情勢と政治協商会議
 - 三 政党間の利益衝突と平和建国の幻滅
 - 国共間の衝突と政治協商路線の危機
 - 平和主義のジレンマと民主建国の流産
- 結び

序

日本の侵略を契機にして、中国は国民国家としての成立を迫られ、とりわけ政治力の国家的集中とその国民的拡散という問題に直面していた。この政治命題の要請から抗戦期の中国政治はまず抗日民族統一戦線という形で現れてきたのである。

周知のように、西安事変の衝撃下、国民党・国民政府は「停止内戦・一致抗日」という政策に転換し、中国全体は抗日民族統一戦線の方角に向いた。日中の全面戦争の開始は、抗日民族統一戦線を急速度に具体化した。とりわけ廬山会議における蒋介石の国民総動員は巨大な反響を呼んだ。在野の共産党ならびに後に「第三勢力」と言われる諸党派及び無所属賢人は、国民政府の擁護や蒋介石への服従などを頼りに声明した。そこで世論上国民党の主導的中心的な地位が確立され、中央政府と蒋介石個人の権威は空前絶後に達した。更にまた国民政府は「抗戦建国綱領」を制定し、政党

活動を合法化し政治犯を釈放するなど、次第に「一致抗日」の姿勢を明確にし具体化した。これに対して中共は、35年からの階級闘争放棄や抗日の主張を更に充実させ国防連合政府の樹立などの「抗日救国十大綱領」を発表し抗日民族統一戦線の具体的内容を明らかにした。その一方9月に中共は「精誠団結・一致抗戦宣言」を発表し、ソビエト政府を国民政府下の地方政権に改組し、労農紅軍は八路軍、新四軍に改編され形式上国民政府の指揮下に入った。ここに至って日本の侵略を契機にして、国民党・国民政府が主導し、各党派、各界及び無所属賢人の連帯性と一体性による抗日民族統一戦線が正式に結成されたのである。

紛れもなく、抗日民族統一戦線は日本の侵略という外的刺激を契機にして、各党派が従前の分立的ないし対立的状況を多かれ少なかれ自覚的に連帯的一体的状況へと転換することによって形成されたのである。しかし、この「自覚的」なものは一体如何なる内容と意味合いを持ったのか。この「連帯的一体的」なものの理念的根源は、如何なるところに求められたのか。このように設問する時には、まず中国の文化的背景、特に儒学に存した諸価値規範を問わざるをえなくなるのであろう。

ところで、40年代中国における制度形成の中で儒学が機能していたという仮設が成立するとしても、他方また民主主義が絶対的信条としてその中で何らかの形を取ったのは、また確かである。なにかんづく国共以外の政治勢力つまり「第三勢力」、とりわけ中国民主同盟は後にみるように知識人を主体・主要構成要素とし政治連盟の性格をもつ一大勢力として中国独自の国民国家体制形成に向か

い、民主化を推し進めながら政治力の国家的集中をも追い求めつつあったのである⁽¹⁾。

然らば、儒学的諸価値と近代的制度形成、とりわけ抗戦体制・民主体制形成とは、如何なる関係を持ち如何なる実りを結んだのかは問われなければならない。これを答えるために、儒学を堅持しつつ、それを近代社会に適應させようとする梁漱溟及びその活動場所としての中国民主同盟を考察対象として取り上げるのは、妥当ではなかろうか。これまで「第三勢力」及び中国民主同盟についての研究、とりわけ日本における専門書も論文も少なくはない。その中で平野正氏の『中国民主同盟の研究』（研文出版、1983年）と菊池貴晴氏の『中国第三勢力史論』（波古書院、1987年）が代表的なものである。両氏の特徴は野沢豊氏に言わせれば、「おおむね国民党・国民政府の反動化に対応する動きとしてとらえられてきている」のである（『中国第三勢力史論』序）。

平野氏はその書の中で中国知識人を「自由主義的ブルジョアジーと都市小ブルジョアジー」とし、中国民主同盟をブルジョアジー政党として捉らえている（424頁）。なお一層菊池氏は「中国数億の人民のうち、国民党、共産党などの政党に関係するものは、人口のわずか2パーセントで、残りの中間層98パーセント……をどのように結集し、組織するかは……第三勢力主流の基本目標であった」と説くのである（『史論』9－10頁）。はたして20世紀中国には9割以上の中間的市民層が存したのかと、だれでも疑問を持たざるをえない。然らば、「ブルジョアジー」的政治志向に対する「反動化」とは一体何なのか。それは国民党が「大地主、大資本家、官僚買弁資本の代弁者に変質し」と言われる（同上書、10頁）。

はたしてこの捉らえかたは成立できるだろうか。

本稿は中国民主同盟の性質、役割を問いつつ、抗日民族統一戦線から民主統一戦線への移行過程

における政党関係と儒学的公共性原理に主眼を置いて民主国家形成への追求過程を考察する。結論を先取りにして言えば、一党主導下の多党合作体制は民主政治の一形態として成立し、これは単なる日本の侵略という外的契機だけではなく、中国伝統文化、とりわけ儒学的公共性原理という内的契機によって形成されたのである。

一 中国民主同盟の成長過程とその周辺状況

統一建国同志会の生成

中国民主同盟の組織的前身は統一建国同志会であることは、周知の通りである。しかし統一建国同志会は、抗日民族統一戦線を象徴する国防参議会、後の国民参政会から分離し独立したものである故に、まず国民参政会に触れてみよう。

37年8月15日に国民党・国民政府最高統帥部「国防最高会議」が国民的基盤をもつ国家体制を形成するため、臨時的に「国防最高会議参議会」を組織した。この参議会は在野の共産党や青年党や国家社会党や郷村建設派などその他の党派指導者及び無所属賢人など約20人から構成された。しかし参議会は臨時的で且つ規模が過小であるため、38年7月から国民党も加わる国民参政会にとって代わられたのである。

国民参政会の設置は、国民の諸利益を集約するエリート、とりわけ政治勢力の結集の場を形づくり、また国民党以外の勢力が一定の範囲内で政治に参加し政府に協力することを制度化したのである。しかし、参政会は訓政体制下の「国民参政会組織法」の復活にすぎない。第2期から参政員は選挙で選出されるようになったが、全240名の内、その4分の3は国民党員に占められ、残りが、その他の党派と無所属賢人に割当てられたにすぎない⁽²⁾。それにもかかわらず、この会は階級・政党・職業団体などの利益の限界を超越して、国家的共存をはかるところで形成されたのである。しかも「道徳的学問的に最も優れた英才が一同に集

まって行動上政府に協力する」という指摘の如く、参政員は基本的に学識に富んだエリートである。その基本条件は各々の団体の代表性よりむしろそれを超越したところの「道徳的学問的に最も優れた」というものである⁽³⁾。こうした「道徳的学問的」な要素の重視は、「徳治主義」を強調し政治的社会的指導者としての知識人の代表性を肯定するという儒学的伝統を継承するものであると捉えてよかろう。この意味で、抗日民族統一戦線、とりわけ国民参政会は、中国人が意識的にしろ無意識的にしろ儒学的公共性原理を近代中国の政治的一体化の一形態かつ一制度として再生されたものであると言ってよい。ここにおける儒学的公共性原理とは、家族の如く、私的側面を超越することによって成立する構成員間の倫理主義的な連帯性と一体性を指すのである。

しかし、こうした連帯性と一体性は家族の如く、また内面から分立ないし分裂の契機をはらんだのである。訓政体制下では国民党一党独裁の色彩が濃厚に残されている。参政会が行った抗戦に利する民衆動員や兵役改革や地方自治などの提案は、往々にして官僚に等閑視され拒絶された。また国共間の対立状況は改善されておらず、一層緊張感が高まった。一方では国民政府の統一指揮下の「陝北特区はバケツの如く、よその者が立入りがたく、入っても立脚できないのである」⁽⁴⁾。即ち中央政府の政令法規ないし軍令は中共支配の地域と軍隊では効力を発揮しない。前線において共産党系ゲリラ部隊と国民党系部隊との小規模的局部的な衝突は頻発している。他方39年に国民党中央執行委員会は「異常活動の防止・制限方法」や「陷落区における共産党活動防犯方法草案」など一連の極秘付けの政策を制定し、言論・政党活動の規制、とりわけ共産党への抑圧の強化に乗り出した。さらに武漢陷落と汪精衛傀儡政府の成立を契機とし国民党の抗戦意欲は急速に減退し、甚だしくは再び対日妥協への秋波を送ったのである。

このように、抗戦体制は深刻な危機的状況に陥り、民主化の胎動も窒息状態に瀕していた。ここにおける中国の内的危機は、通説の国共両党の摩擦というよりむしろ抗日民族統一戦線の危機、とりわけ国防体制の弱化と民主化の後退である。国民参政会第1期第4次会议は、この危機を挽回し、また統一建国同志会を創立する契機となった。共産党は単独で「抗日各党派の合法的地位を保障する案」を、青年党、国家社会党、第三党などは共同して「一党独裁を終らせ憲政を実施し、民心を安定させ民力を発揚して抗戦に利する案」を提出した。こうした攻勢下、国民党以外の共産党を含む党派の合法的地位が再確認され、また蒋介石は1年後の40年11月12日（孫文誕生日）に国民大会を召集し憲法を公布し、憲政体制へ移行することを公約したのである。

このように一応中国は民主化へ向かって邁進することになった。会議終了後憲法制定の準備組織としての憲政期成会は、重慶で「憲政問題座談会」を頻繁に開き、憲政論者は急速に論陣を張っていた。しかし、梁漱溟は憲政運動に賛成の態度を示すが、他方「これは時宜に適わない」と言い、「団結と統一が当面の第一の急務であり、ただ統一があつてのみ憲政の実行が可能である」と主張した⁽⁵⁾。ここでの団結と統一は、儒学的倫理主義に基づく国民間、とりわけ党派間の連帯性と一体性である。統一は憲政の基礎であるということは、形式だけの憲法及びそのための世論の形成よりむしろ国家的權威を維持しながらも、国民的組織力の最大化つまり国民自己組織の創出と政党間の連帯の強化こそが着実な基盤である。それは、儒学的公共性原理に基づいて抗日民族統一戦線の維持・強化・拡大を求める中で民族統一戦線を発育・成熟させるほかはない。

梁氏は国共以外のエリートを独自の政治団体に結集しようとしたのである。氏は国家社会党、青年党、中華職業教育派などの指導者と数回もの会

談をし「統一建国同志会」の創立が決定された。11月29日に梁氏は蒋介石に面会して、綱領『統一建国同志会信約』（全12条）を説明した。蒋は政党を組織しないことを条件としてそれを許可した。このように第三勢力が初めて結集されその独自の組織体を持つようになった。その時梁氏は「我々が組織することによって、第三者の立場を形成することになる」と述べた⁽⁶⁾。ここでの第三者の立場とは、国共以外の第三勢力が独立的な地位と立場を確立し、一党独裁と政党間の対立を克服し、より高い次元で国家的権威ならびに国民間ないし政党間の連帯性と一体性を求める立場である。その政治要求は、蒋介石の領袖地位の法律化（第2条）、憲政の実施（第6条）及び憲法下の政党地位の平等化（第7条）などに反映されているが、最もその独自性を示すのは、平和主義、とりわけ軍隊の国家化（第8条）である。

中国民主政団同盟の登場

憲政実施に向けて、国民政府は「県各級組織綱要」、「県参議会組織暫行条令」、「郷鎮組織暫行条令」など一連の法令を公布し、県及び県下の地方自治を實行し、国民を政治に取り込もうとした。これと同時に国民政府はまた抗戦財政建直しとして、軍糧確保のための現物徴収、米穀の投機抑制などと言った田賦の中央移管を図ったのである。

しかし中央集権化は、一定の地域を実効的に支配する中共政権及び地方主義者から抵抗を受けた。ところが国民政府は協議の枠内で問題を解消するのではなく、軍事的ならびに行政的な強制力を駆使する一方であった。よって国共の軍事的摩擦は大規模な正規軍の衝突にまで発展していった。更に40年12月に共産党に同情的と見られる第三党、救国会派の参政員は第2期参政会名簿から除籍された。

こうした中央と地方の対立矛盾あるいは国共両党間の摩擦など、種々の緊迫した国内情勢下、統

一建国同志会は、その構成員も依然として参政員の資格を有する僅か十数人に止まり、その活動も国民参政会という枠を越えていない。その会は組織的に散漫でその共同意思形成・表示が難しく、拘束力も弱いと梁氏は痛感した。従って梁氏は、統一建国同志会の現状を破ってそれぞれリードする党派を中国民主政団同盟に結集することを青年党や国家社会党などの党首に提案した。

41年初に国民党軍が中共系新4軍を壊滅させた「皖南事件」が起きた。この国共間の対立による事件は中国民主政団同盟が成立する契機となった。3月19日に梁漱溟ら13人は、極秘裡に統一建国同志会を中国民主政団同盟に改組することを決定した⁽⁷⁾。

中国民主政団同盟は、政治団体を主要構成要素とする連合体であるが、個人の加盟も認められる。その政治団体は知識人グループ、具体的に中国青年党、国家社会党、第三党、郷村建設派、中華職業教育派、救国会派（翌年に正式加入）という「三党三派」である。個人加盟者は張瀾、柳亜子ら旧科挙合格者、文化人が見られる。政府の束縛や圧迫を避けるため香港で機関紙『光明報』の発行が決定された。梁氏はその社長に就任し、そして9月18日に共産党の資金援助下、『光明報』が創刊された⁽⁸⁾。10月10日に中国民主政団同盟は「中国民主政団同盟成立宣言」と「中国民主政団同盟の時局に対する主張綱領」つまり「十大綱領」を『光明報』に掲載し、その成立を国際社会にアピールした。

「成立宣言」は、国内の諸勢力の統一と団結に中国の興亡がかかっていると述べ、そのためにまず「自らを結合して全国の団結の始めとなす」と、同盟結成の意図を明らかにした。また「十大綱領」は「抗日主張を貫徹し、……中途妥協に反対する」（第1条）、「民主主義を實踐して一党独裁を停止する」（第2条）、「軍隊の国家化」（第6条）という中心的主張を明確に打ち立てている。

とはいえ、統一建国同志会から中国民主政団同盟への変貌は、第三勢力が独立的組織体を持ち、その自己意思表示が国民党の許容範囲内から許容範囲外へと乗り切って、また政府に対して協議的立場から批判・監督的立場へ移行する過程である。ここでの最も重要な点は、第三勢力が国家と社会との相対的対立構造を認識し、したがってそこからその自己存在の理由を主張し、国民党一党独裁下の国民政府と相対的に対立する立場を確立した上に、政府を批判・監督し、新たな政治的構想や政策を提出し、国民への政治教育を行い、国家と社会との同質化を求めるということである。

同盟成立後に、国民党の軍機関紙『掃蕩報』は国民党を国民政党和位置付け、「国民党による党治に反対するものは、国家危機に臨んで国内の分裂を策し、……、結局、国家・民族を滅亡に導くものである」と非難した⁽⁹⁾。行政院院長孫科も香港で不承認の談話を発表し、香港政庁に働きかけて圧力をかけようとさえした。梁氏は『光明報』を一つの拠点とし国民党・国民政府の非難と干渉と対決し言論活動を展開していった。10月20、21日の社説は「十数年の事実を示された通り、一党独裁は通らない『党治』である」と、また国家統一は、武力や一党の意思に求められるものでもなく、倫理主義に基づく「国民の意思統一に求められるのである」。具体的に「中国民主政団同盟が要求するのは、各党派が一致団結し、共同かつ直接に国政を担当するといった多党合作による民主政治である」。その一方、同盟はまたその組織の拡大と地方への浸透を展開していった。戦時中に各大都市の主要大学が比較的に安全な昆明を中心とした西南地方に移転してきた。同盟はまず重慶、成都、昆明で支部を設け、主として大学教師と大学生を加盟させた。少数ながら工商業者や地方実力者をも吸収した。

中国民主政団同盟の成立と運動の展開は、国内外に大々的に応援された。中共の機関紙『解放日

報』は同盟を「中国民主運動の新鋭部隊」として高々に評した⁽¹⁰⁾。ホワイト・ハウスも同盟の動向に注意し、駐香港米総領事館は頻繁に梁氏を訪ねた。東南アジアの華僑も同盟に大きな期待を寄せた。こうした内外に注目される中で国民政府は、事実上同盟の存在を認めざるを得なかったのである。

中国民主同盟への改組

組織が拡大されていく中、中国民主政団同盟の構成に変化が起きた。多くの人が三党三派のいずれかに加入せずに、個人として直接連合体としての同盟に加盟したのである。44年に至って教授、作家、ジャーナリスト、大学生などの個人加盟者は数的に遥かに各党派所属員を上回った。他方もとより青年党は同盟内における最大団体として同盟の実権を握っており、その一党の利益のみを追求するのである。全体としての構成員間の政治的志向の一致性と組織運営の統一化をはかるためにも、青年党の独占的権力拡張により盟勢拡大が妨害された傾向を抑えるためにも、中国民主政団同盟の改組は迫られてきた。

44年9月19日に中国民主政団同盟全国代表大会が開かれた。大会は「政団」の二字の削除を決定し、名称は「中国民主同盟」に改称された。この大会は同盟の政治的組織的な根本転換を遂げた。統一と団結を訴える中国民主政団同盟の「十大綱領」に比して、「中国民主同盟綱領草案」は「人民は国家の主権者であり、国家の目的は公共福祉の向上である」と明確に政治方針を打ち立てた。また組織的な変化は、個人加盟者の拡大により構成員は同盟という単一組織体の平等な一員として個人と同盟とを直接に結び付けるようになった。従って中間を媒介する小党派が持つ過剰の組織力が抑制され派閥的な閉鎖性は多少とも打ち破られ、組織の拡大と地方への浸透は拍車をかけた。広東省支部、東南、西北、華北などの総支部が続々と

作られた。45年10月時点で盟員の総数は3000人にのぼり、そのうち個人加盟者は70%を占めるに至ったのである⁹⁾。

かと言って、決して中国民主同盟は中間的派閥的な要素を徹底的に排除したことを意味しない。個人加盟による政党化と党派による連合体という2つの形態と性格が中国民主同盟に併存している。これは民主同盟のみならず、抗日民族統一戦線及びその国民参政会ないし中共政権にも見られる中国的な普遍的政治現象である。実際これは党派間の連帯と一体化を具現するものの、動揺と分裂が生じる内的要因ともなるのである。

二 民主統一戦線と政治協商路線

民主同盟と中共の連帯

政治的組織的な転換を遂げた中国民主同盟は10月10日に「抗戦最後段階に対する政治主張」を発表し、翌年1月15日に「蒋介石の新年の辞に対して発する時局宣言」はその主張を補完した。その中でも最も注目されるのは、「一党独裁を即時に停止し、連合政府を樹立する」という新体制作りの主張である。その具体的な手順は、第1に「党派会議を召集し挙国一致する臨時的政府を創出する」、第2に「正式に国民大会を開会し憲法を制定する」というものである。ここでの「連合政府」と「挙国一致の政府」とはほぼ同義語として憲政体制へ移行する過渡期の制度的仕組みを指すのである。新政治体制は党派会議の召集→連合政府の創出→国民大会の開会というコースで作られるとされる。文字通り、党派会議の召集はそのキー・ポイントとされるのである。

然らば、党派会議の召集は如何なるプロセスを通じて実現できるのか。さしあたり政党間の連帯と意思統一、とりわけ民主同盟と中共との関係に目を転じてみよう。

38年に梁氏は延安を視察した。氏は階級闘争放棄後に陝北特別区はかつてのソビエト区と質的な

変化を遂げ、自らがかつて行った郷村建設運動に似ていると見、そこにおける民衆の団結と抗日精神の昂揚を確認した。梁漱溟と毛沢東との議論の中で、毛氏もある程度梁氏が行った、西洋的「個人本位・階級対立」と違い、「倫理本位・職業分立」という伝統文化に拘束される中国の社会構造の分析を受け入れた。実際41年に中共は、「労働者階級指導下」の政権形成という理想を持ち続けるものの、「三三制」つまり共産党、知識人、開明的郷紳・地主・資本家がそれぞれ3分の1の定数で共同に政府を担当する制度を導入した。また42年に道德主義を旨とし、組織、思想、作風を整える「整風運動」が行われた。これは、マルクス主義の儒家化と言えるか否かは今だに論争となっているが、重要なのは、中共が制度上行動上階級闘争を放棄し国民間の連帯性と一体性へ自覚的に転換し、自らかつての階級政党から国民政党へと変貌を遂げたということを示している。

また抗戦以来、政治的に中共と第三勢力とは、抗日民族統一戦線の維持と国民党一党独裁の打破に於いて終始一貫協力し合った。周恩来らは国民参政会内外に於いてほとんど第三勢力と意思を固めてから行動するだけでなく、第三勢力をできるだけ援助した。中共の資金援助下の『光明報』の創刊もその一例である。更に組織的にも中共は民主同盟をパートナーにするため、その党員を同時に民主同盟に加盟させた。民主同盟下の「民主青年同盟」の核心的部分は殆ど共産党員に占められたのである。

こうした協動的な連帯関係下、民主同盟が「党派会議の召集」を主張するや、毛沢東は「国民党、共産党、民主同盟と無所属賢人が連合する臨時的中央政府を樹立する。……そのために党派及び無所属賢人が参加する円卓会議を召集する」と同調し、孫文の三民主義を論拠にし『連合政府論』を著わした。これより半年前の44年9月の国民参政会で中共代表はもはや「連合政府を樹立する案」

を提出したのである。

民主統一戦線の成立

既に考察した通り、共産党しかり、中国民主同盟しかり、特定の階級を基盤にする階級政党ではなく、国民全体の利益を代表し活動する国民政党である。国民党も従前の最高権威たる皇帝によって代わって国家的権威を狙い、諸党派の中で中心的な役割を果たすが故に、国民政党であると捉えてよかろう。要するに、40年代中国における政党は、国民政党である。この意味で民主同盟と中共との連帯と意思統一は、階級闘争による公共性の拡大でも一大連合野党を形成して与党国民党と対決し政権交代を狙おうとするのでもない。それは、民主統一戦線、具体的に国家的権威と全国あらゆる政党間の連帯・意思統一、そして互動的協商的な制度的枠組を形成する一環にはかならない。

梁氏が案出した民主統一戦線の在り方は「党派綜合体」である。「党派綜合体」とは、国民の中の諸利益を代表する諸党派が共同で中心的主導的政党を擁立した上に、最高政治権力機関を創出し政府を担当する体制である⁽⁴⁾。これを一党主導下の多党合作体制と仮称してよかろう。論理上情勢の推移と国民の要求による政治課題が変化の中で単一の中心党と複数の協力党という構造は変わらないが、中心に位置する党は交替され得る。現実的にこれは第一大党の国民党に利するものも、確かである。しかし、一党独裁体制の抑制という要請から見れば、国民党を独裁的地位から主導的地位に置き換えねばならない。梁氏はこの構想を38年の延安訪問の際に毛沢東と議論し、毛氏は賛同した。

然らば、国民党はいかなる国家体制を求めるのか。さしあたり43年に出版された国民政府の施政綱領としての蒋介石の『中国の命運』を手がかりにして考察を進めよう⁽⁵⁾。

国民政府は、「中国の政治を階級政治ではなく

全民政治たらしめねばならない」と言い(104頁)、また「中国の民主制度は、決して欧米の19世紀における個人主義と階級観念からきた民主制度に倣うものではない」と力説するのである(114頁)。然らば、中国独自の体制はいかに形成するのか。国民政府は文化的自覚の精神が国民と国家の運命を握っていると見、救国・建国の公共性原理を儒学に求め、従って「中国国民道德の教条が忠孝仁愛信義和平であり、立国の綱維が礼義廉恥である」(15頁)と説く。また倫理主義的な連帯性と一体性を以て「己から家族に及ぼし、血統を以て結び家族から郷社に及び、これを結ぶに互助を以てし、郷村から県に及び省に至り、以て中国大一統を構成する(113頁)」という従来の儒学的公式に従い国家形成の順序が立てられる。こうした民族固有の諸価値による国民の自意識の成長と伝統裡に存した制度による新国家体制の創出を求める中で政党関係はいかなる形を取るのか。「中国国民党のみが革命を指導する」(168頁)と国民党が自らを諸党派・国民の中心に据える。その一方「武力を有して割拠の方式を採り、その国の国家統一を妨害し、その政治が軌道にのることを妨げる」政党つまり共産党が「自ら放棄しまたは取り消せば、……寛大包容的でかつ合理的な方法で解決する」(169頁)という。何はともあれ、儒学的公共性原理に基づく国民意識の向上と統一的国家体制は、中国的国民国家のありかたであると、『中国の命運』は説くのである。

終戦後の内外情勢と政治協商会議

実際抗戦後期以降、公論上憲政体制への移行はもはや最大公約数となっており、それは具体的に「党派会議の召集」(民主同盟)、「連合政府の樹立」(共産党)、「国民大会の召集」及び「憲法の制定」(国民党)などの主張に示されている。しかし問題は「一党独裁の即時停止」(共産党と民主同盟)や「軍隊の国家化」(民主同盟)などを含む各々

の主張はいかに共同的価値指向をまとめ上げかつ制度化されるかということである。

政党間の連帯関係と意思統一を一層固めるため、民主同盟はその成立直後に国民党、中共及びその他の各界の代表500名も参加する集会を開いた。それぞれの立場は違いもあったが、基本的に民意を代表する党派の代表会議を開き、国民政府を改組し連合政府を樹立して民主制を実行するということに一致した⁹⁹。また終戦直後、45年10月10日に「民主統一・平和建国」に向けて国共両党の「双十協定」が成立した。この協定では軍隊の削減・再編や党派及び無所属賢人による政治協商会議の召集など7項目が合意された。よって国共両党も政党間の連帯関係の一環として組まれたのである。

ところが、「双十協定」は日本軍の降伏受け入れの問題に絡む共産党の管轄区域とその政権性質が合意されていないままに結ばれたのである。この欠陥は終戦後の国共間の摩擦を引き起こし、憲政体制への移行を妨害する原点となった。終戦後に中共の武装勢力は正規軍91万人、民兵200万人余りにまで壮大してきており、華北、華中、華南農村地帯を押さえている。中共軍は政府軍の主力部隊が西南地域・東南アジアに移動された好機を利用して、先を争って日本軍の降伏受け入れ、被占領地への進駐、日本軍の武装解除などの接収管理を進めていった¹⁰⁰。そこで接収をめぐり国共間の軍事的衝突が起こされた。

不安感と期待感が高まった中、「中国の統一と民主化の促進はアメリカの対中政策の眼目とされ」¹⁰¹、12月15日にトルーマン大統領が「中国が強力かつ統一された民主主義国家たることは国際連合機構の成功と世界平和のために最大な重要事である」と対中政策を声明し、また国内紛争の早期解決をはかるために「主な政治的党派の代表者からなる全国会議を準備する」と具体的に提案した¹⁰²。梁漱溟ら同盟指導者7人は、早々に米大統領の特使

として赴任したマーシャルを訪ね、政治協商会議の召集と国共内戦の阻止について協議した。民主同盟とマーシャルの介入によって国共停戦会議が開かれた。

停戦協定が調印された同日つまり46年1月10日から31日まで政治協商会議が開かれた。民主同盟は9名、無所属賢人は9名、国民党は8名、共産党は7名、青年党は単独5名、計38名の代表が出席した。会議は、建国綱領、政府改組、軍隊削減・再編、国民大会召集、憲法草案協議という五大専門委員会を設け討議に付した¹⁰³。

疑いもなく、軍隊問題は国共両党の死命を制し平和建国の死活を決定することである。「国家の統一を定め、現代的国防の見解を樹立する」という梁氏の提案を基調にし交渉した結果、国民党軍は90個師団を50個師団に、共産党軍は18個師団を10個師団に削減される。削減後の60個師団は混合編入制で国防軍に改編することが決議された。また中共の地位及びその政権属性も難題の1つであるが、基本的に「中央と地方の関係」と「地方制度」の枠で検討された。結論のみを見れば、憲法の遵守と中央政府への服従という前提下、省が省憲を制定し自治を行うという中共の提案が採択され、これは「憲法草案」第8条第4項と「和平建国綱領」第3条第6、7、8項をなした¹⁰⁴。これで実効的支配省域で独自の制度とイデオロギーを実施しようとする中共の狙いはかなわれた。

また各党派に共通した利害思惑は、国民政府委員会（内閣）定数と国民大会（国会）議席の配分である。一方で、中共は軍隊の国家への返還による政治力の減退の補償として民主同盟と連合して拒否権を発動し得るに必要な国民政府委員会定数の3分の1、国民大会議席の4分の1を獲得しようとし、他方国民党は政府の改組よりむしろ単なる政府の拡大化を図ろうとし、また国民大会での優勢を保つため10年前に国民党に指定された旧代表と国民参政員をそのまま国民大会代表として認

めさせようとした⁸⁴。闘いながら妥協した結果、政府改組案が採択された。その中でも国民政府委員会は連立政府の最高国務機関とされ（「政府組織案」第1条第3項）、その定数40名の内、その半分は国民党が占め、残り半数は「その他の各党派及び無所属賢人によりあてられ、その配分は別途で協定する」（同第1条第1項）と決議された。しかもこの内閣は、本来国民党の中央政治会議又は国防最高委員会が独占した立法、国政、軍事、財政予算などの議決権と、行政院と考試院がもつ高級閣僚の任免権を獲得した（第1条第4項）。なお国民大会の召集は同年5月5日に定められた（国民大会案第1条）。区域と職業の旧代表は保留されたが、党派と無所属賢人の議席は新增設700席の中で配分された。その内訳は国民党220名、共産党190名、民主同盟120名、青年党100名、無所属賢人70名であった⁸⁵。共産党だけでも党派議席の4分の1を超した。

更に「憲法草案」は「行政院は立法院に責任を負う」（第6条第1項）、「立法院は行政院を不信任する時、行政院が辞職するかまたは総統が立法院を解散する」（同条第2項）と規定した。これは行政院が総統に責任を負うなど従来の国民党流の「五五憲章」の規定に比して、遥かに総統権限と官僚本位体制を抑制したと、言えよう。

閉幕式に於いては蒋介石は「今後、わが国には政令と軍令の統一を妨げる私有の武装軍隊と分立した地方政権がなくなる」と国家統一を展望し、周恩来は「我々は国民政府を基礎にし、蔣主席の指導下に各党派・社会賢人が合作して挙国一致する国民政府を組織し、訓政を終結させ憲政を準備することに完全に同意している」と明言した。民主同盟代表は「平和を期待するのみである」と改めて平和を願ったのである⁸⁶。

いずれにせよ、政治協商による一党主導下の多党合作体制は路線と制度として成立し、中国の政治的変革が民主的平和的な手段を通じて行うこと

も可能である。ワシントンポスト紙やニューヨークパイオニア紙等は、政治協商決議が尊重されれば、中国はアジアにおける平和と民主主義の強大な指導国家になれると期待を込めて評価したのである⁸⁷。

三 政党間の利益衝突と平和建国の幻滅

国共間の衝突と政治協商路線の危機

ところが、政協会議中及びその前後に、中共の11万人の軍隊と2万人の幹部は東北に進入し、ソ連軍の手中から日本軍の武器と占領区を接收し地方政府を樹立し、国際政治舞台でその存在感を披露している⁸⁸。しかし本来東北の問題はソ連が中華民国政府へ統轄権を返還するという国際問題である。それ故に蒋介石は「東北九省で主権の接收が完成される以前には、如何なる内政問題もありえない」と言う理由で東北問題を政治協商会議の議案に載せさせなかった⁸⁹。東北問題が付議されない以上、中共の拡張行為は政協決議に拘束されないとも言えるが、しかし政協決議の実施を妨害することも否定できない。さらにまた接收を争うのは、地方政府としての中共政権と中央政府である以上、内政問題としての東北問題は、中央政府対地方割拠政権、つまり中央政府が軍事的手段で地方割拠政権を除去するか若しくは政治的法的な枠組で服従させるかということである。蒋介石は軍事による政治上の主導権を勝ち取るコースをとった。主権の接收と行政権の行使という大義名分下、政府軍が3月より米軍の協力下、空海両路から東北に輸送されてきた。

このように、中共の勢力拡張は政協決議を危くし、中央政府の権威を脅かしている。その一方、政府の改組も膠着状態に陥った。中共の要求する民主同盟の定数を含む国民政府委員会の14席は、12席から13席にまで増加されたが、国民党と青年党の反対によりそれ以上の調整が不可能になった。その一方、政協決議を否定する動きは国民党側か

らも顕れた。政協会議を国民党の大失敗と見る一部の国民党員は会議直後に中共と民主同盟に憲法草案改訂を強要した。3月の国民党二中全会は憲法草案の一部の改廃が可決された。とりわけ第6条第2項が取り消され、また中共の拡張を理由にして地方制度の第8条も否定され、省自治は県自治に改訂された。その決議を他の党派の意見とともに一括して国民大会の討議に付することが決定された。それに止まらず、国民党特務は2月10日に政協会議を祝う大集会の会場に押入り、複数の民主同盟の指導者を負傷させた。

このように政党間の利益対立により政協決議は破壊的な境地に追い込まれた。そのさなか、梁氏は延安に赴き毛沢東と会談し、各党派が東北の地方政府に参加すべきであるという政治協商方式での問題解決を主張し、また民主同盟機関紙『民主報』は「何人かの非党派の東北地元著名人を選抜し政治委員会を組織し、その最高行政機関とする。東北にある部隊はその背景が何であるかに係わりなく、均しく警察隊に改編し、いかなる政党にも隷属させない」と提案した⁹⁰。しかし中共は実効的支配による交渉の政治力の増大を狙い、その地方政権と支配地域をそのまま認めさせようと企図するのである。

平和主義のジレンマと民主建国の流産

4月10日に民主同盟の提案による国共両党と民主同盟の三者会談が行われた。その際に民主同盟は政府が東北を接收する責任を負っていることを共産党が認め、また政府も共産党の実効的支配を認めるという前提下、長春を境にして中共軍と政府軍の支配地域を暫定し、その上で政治協商方式で問題を解決しようと試みた。しかし「政府は依然として軍を進めて接收することを断固として継続する」と国民党側は拒否した⁹¹。周恩来は「国民党が東北の接收に名を借りて、中国に内戦を起こそうと企図するならば、中共軍は武器をとって

抵抗する」と対決の姿勢を示した⁹²。言わば調停は無効に終わった。

この時点に至って、半世紀以上にも渡って絶たない戦乱・戦争を経験してきた中国人が平和を極度に熱望し、大戦後の国際社会も何よりも中国の平和を望んでいる。民主同盟は18日にマーシャルの要請に応じて再び調停に乗り出した。5月に梁漱溟は民主同盟書記長に就任し、「中国は絶対平和を無くしてはならない。……平和こそが民主同盟と全国人民とが共同して奮闘する目標である」と方針を再確認した⁹³。

しかし、蒋介石はマーシャルの黙認下10日間という期限付きで中共の妥協を目的とする東北進攻を敢行した。中共軍の撤退に成功を取めた6月6日に蒋介石は15日間の停戦を宣告した。休戦中、蒋介石は東北に継ぎ、南京に近い蘇北における中共軍の撤退と地方政権の中央への返還を迫った。しかし中共は一部の軍隊を撤退したが、地方政権を手放さなかった。7月12日に蒋介石は再び蘇北攻撃を命令した。11日、14日に国民党特務は昆明で親共の民主同盟中央委員李公樸、聞一多を射殺した。9月に政府軍は張家口という共産党の大根拠地へ攻撃を進めていった。

9月25日、10月11日に蒋介石は中共を制圧した下に、11月12日に国民大会を開会することを各党派に通知し、大会代表者名簿を提出するよう要請した。11月8日に蒋介石は攻撃停止を命じ、後に開会を3日間延期することを発表した。しかし期限付きの衝突は、新たな政治的統合をもたらさず、逆に一層の対抗的状况を作り出した。127万人の正規軍をもつ中共は「蔣軍が大勝する場合、和議してはならない」という6月時点で内定した方針に従い、11日に「国民大会の名簿は改組後の政府にしか提出しない」という一方的な理由で拒否した⁹⁴。民主同盟主席張瀾は14日に「我々民主同盟は自らの意見と立場を放棄してはならない。……絶対参加しない！」と声明した⁹⁵。ここでの

民主同盟の意見と立場は、超然たる平和主義と中共よりの立場にほかならない。

ところが、青年党はその内部から分裂し、その一部がひとまず国民大会に参加した。民主社会党（元国家社会党）と無所属賢人の一部もその後を逐った。このように国民大会は国民党一党だけで行うものではなく、国民党、青年党、民主社会党及び無所属賢人の合意に基づくものとなった。よって政府が改組され国民党主導下の多党合作体制が成立された。しかしこれは政党の分裂、とりわけ民主同盟の分裂と国共の徹底的決裂を告げ、中国の再分裂つまり二大政権の対立、決戦の情勢を作り上げたにほかならない。

結 び

このように、四十年代中国における民主的統一国家への試みは政党の分裂に終わった。しかし、この政治過程には多大な史的ならびに知的遺産が残されている。

一党主導下の多党合作体制は最も重要な概念であろう。この中心的概念の下に少なくとも儒学的公共性原理、平等な複数政党の存在、政党の非階級性、民主主義的価値志向といった諸要素が集約されている。既に述べたように、日本の侵略は中国の政治一体化を促す外的契機となったが、抗戦体制の形成は内的契機としての儒学的公共性原理によってのことである。また民主化の展開過程を貫くのも、倫理主義的な連帯性と一体性を内容とする儒学的公共性原理にほかならない。中国民主同盟が政党間の距離を超越してその連帯性と一体性を強め、路線と制度的枠組としての政治協商会議を形成しようとすることはそれである。「中国の命運」は国民党の自己文化に対する認知、国家政策にほかならない。共産党の階級闘争路線の放棄と「三三制」の導入も文化的制約から逃れられない結末ではなかろうか。いわば、儒学的公共性原理は中国における政党の非階級性を暴露させ、

諸政党を集合し、一党主導下の多党合作体制を形成する推進力となったのである。

一党主導下の多党合作体制を形成する際に、その政党政治は政党交替によって政権を掌握するコースと異なり、諸政党が共同に政権に参加するのである。したがって、閣僚ポストも与党一党が独占する獵官制によるものではなく、党派の実力または公としての個人的な声望に基づき協議によって配分されるのである。然らば、なぜ一党主導でなければならないのか。これは中国人が近代的政党政治を模索した中で、横方向の政治的一体化つまり団結・協力と同時に、統一、とりわけ従方向の「唯一権威」という伝統的政治理念に固執した結果であるといつてよからう。

一党主導下の多党合作体制を維持するキー・ポイントは政党間の衝突回避である。政治協商会議はまさしく同一の制度的枠組の中で各政党が相互競走し、協議し得る場である。政治力の国家的集中とその国民的拡散はその中で弁証的に展開され得るが、しかし、事実一方では国民党・国民政府は多少とも「一党独裁」から「唯一権威」へと変化しつつあるものの、時には一党独裁ないしファシズムという極端にまで走ってしまい、他方中共は政治力の国民への浸透を展開するが、またもう一つの極端、つまり割拠的反国家権威的なところにまで到達した。いわば国民党も共産党もその政党利益が国家利益や制度形成をしのぐが故に、その衝突の回避も求められるはずはまずなかった。

またかかる体制はどこまでもエリート階層のみで形作られたのである。たしかに民主同盟は、政治の民主化や軍隊の国家化や平和主義などを主張し、政府を批判し監督して、政党間の連帯性と一体性を強め、政治協商会議を形成し、一党主導下の多党合作体制による民主国家形成への試みに貢献してきた。したがって民主同盟は政党として捉えてよいが、しかし、どこまでも知識人としてのエリートグループに止まり、一般民衆をその組織

的要素として取り入れるまでに至っていない。また国民党、共産党に関係するものは「人口のわずか2パーセントで」あるように、党員は希少なエリートでしかなく、党もエリート集団にすぎない。これは裏を返していえば、一般大衆が政治的な意味での国民としてまだ形成されておらず、中国が国民国家として成立するまでにはまだ遠いことを意味するのである。

いずれにせよ、四十年代中国は一党主導下の多党合作制で国民国家形成を試みてきた。これは日本の侵略という外来要素によるだけであるとはいいきれず、儒学的公共性原理という内発的要素によることも甚大である。一党主導下の多党合作制は少数のエリートによって作られたが、儒学的公共性原理に従い広めていけば一般民衆を取り入れることができるが故に、国民国家の一形態として成立し得る。実際、国民国家も全世界に二つと同じものは存せず、それぞれ個性的な形態をとるべきである。また49年以後、政治協商会議は中共に継承され、一党主導下の多党合作体制は「新民主主義」段階における国家体制とされたのみならず、90年代前後に「一国両制」と江沢民時代の「共産党指導下の多党合作体制」における政党関係の原点ともなり得る。これらを視野に入れつつ考える時に、一党主導下の多党合作体制は中国的な民主政治のあり方ならびにパラダイムとして成立すべき、より大胆で綿密な研究を加えられるべき対象であると提言してよからう。

[文献リスト]

- (1) 中国民主同盟の定義はさまざまあるが、本稿は基本的に1988年中国民主同盟第6期全国代表大会に採択された『中国民主同盟章程』の規定を元にする。また第三勢力は、中国民主同盟とそれ以外に存する30余りの小党派を総称するものである。その詳細については、中国第二歴史档案館編『国民党統治時期的小党派』を参照せよ。
- (2) 『梁漱溟全集』第6巻、206頁。または平野正「抗日民族統一戦線と憲政運動」、『講座中国近現代史』第6巻を参照せよ。
- (3) 蒋介石「国民参政会の任務」, 胡春惠編『民国憲政運動』, 正中書局, 1978年, 878-879頁。
- (4) 「防制異党活動弁法」, 重慶市政協文史資料研究委員会他編『抗戦時期国共合作紀実』上, 重慶出版社, 644頁。
- (5) 『梁漱溟全集』第6巻, 250頁。
- (6) 同上書, 253頁。
- (7) 中国民主同盟重慶市委文史委員会編印『中国民主同盟重慶地区大事記』, 1988年, 3-4頁。
- (8) 趙錫華『民盟史話』, 中国社会科学出版社, 1992年, 442頁。
- (9) 「中国民主政団同盟の動向」, 『東亜旬刊』416号, 1941年11月15日。
- (10) 「中国民主運動的生力軍」, 『解放日報』, 1941年10月18日。
- (11) 民盟中央文史委員会編『中国民主同盟簡史1941-1949』, 群言出版社, 1991年, 21頁。
- (12) 『梁漱溟全集』第6巻, 196頁。
- (13) 毛沢東『連合政府論』, 前掲『抗戦時期国共合作紀実』下, 585頁。
- (14) 『梁漱溟全集』第6巻, 158, 201-204, 568-585, 763-777頁。
- (15) 波多野乾一訳, 蒋介石『中国の命運』, 日本評論社, 1946年。
- (16) 「各党派各階層代表 一致要求改組政府」, 『解放日報』, 1944年10月17日。
- (17) 中共中央党史研究室『中国共産党的七十年』, 中共党史出版社, 1991年, 184頁。
- (18) 石濱知行「中国民主化と米国の役割」, 『中国評論』第1巻第1号, 1946年6月, 47頁。
- (19) 「米国総統トルーマンの対華政策声明」, 重慶市政協文史資料研究委員会他編『政治協商會議紀実』下巻, 重慶出版社, 1989年, 814頁。

- (20) 王云五「政治協商紀略」，前掲『政治協商會議紀実』上巻，741-744頁。
- (21) 「中国共産党代表団提出和平建国綱領草案」，同上書，362頁。
- (22) 中国民主同盟中央文史資料委員会編『中国民主同盟歴史文献1941-1949』，文史資料出版社，1983年，121-122頁。また中共の要求は「周恩來のマーシャル宛の備忘録」に記入されている。その詳細については前掲『政治協商會議紀実』下巻1544-1548頁を参照せよ。
- (23) 前掲『政治協商會議紀実』上司，753頁。
- (24) 同上書，458-467頁。
- (25) 「評壇」，『週報』第23期，1946年2月9日。
- (26) 前掲『中国共産党的七十年』，210頁
- (27) 「蔣主席在参政会政治報告全文」，『華南報』，1946年4月4日。
- (28) 同上書，「梁漱溟与毛沢東談東北政權問題」，1946年3月19日，「選拔無党無派名流組織東北政治委員会」，1946年2月19日。
- (29) 同上紙「解決東北問題一場無結果的商談」，1946年4月14日。
- (30) 「周恩来招待記者表示——東北已成内戦局面中共軍保留自衛權」，同上紙，1964年4月15日
- (31) 「中国民主同盟政協代表在滬招待記者会上的談話」，前掲『中国民主同盟歴史文献1941-1949』，190頁。
- (32) 中共の和議拒否方針については，前掲『中国共産党的七十年』，217頁。また中共の国民大会参加拒否については「中共スポークスマンのマーシャル，ステイウェルと宋子文声明及び時局に対する厳正声明」，前掲『政治協商會議紀実』下巻，1540-1541頁。更に中共の要求は，政治協商會議に提出する『和平建国綱領草案』に見られるが，政協決議に採決されていない。
- (33) 前掲『中国民主同盟重慶地区大事記』，94頁。

『中国研究月報』への投稿について

- どなたでも自由に投稿できます。
- 原稿は，中国及びアジア地域に関する論文，研究ノート，資料，書評などで未発表のものに限ります。
- 原稿の標準枚数は，400字づめ横書き用紙で論文は50枚，書評は8枚，その他は30枚とします。なお，原稿はなるべくワープロでお願いします。その場合，プリントアウト原稿とフロッピー（MS-DOSのテキストファイル形式でセーブして下さい。それ以外の場合はワープロ機種名を明記して下さい。）をお送り下さい。
- 原稿には，投稿者の所属および連絡先（住所，電話番号）を付記してください。
- 採用された原稿は，すべて署名原稿として扱います。
- 採用された原稿には，当研究所の規定により薄謝を支払います。
- 掲載された論文などの抜刷を必要とする場合は，実費で作成します。
- 原稿の送付先，連絡先 〒112 東京都文京区大塚6-22-18

社団法人 中国研究所編集部 TEL 03-3947-8029 FAX 03-3947-8039

本誌の編集方針，企画等に関しては，下記編集委員会が審議しています。

1997年度編集委員会 委員長 並木 頼寿／常務委員：天兒 慧，宇野 和夫，大里 浩秋，加々美 光行，國谷 知史，栗原 純，代田 智明，園田 茂人，田島 俊雄，田畑 佐和子，丸山 松幸，三好 章，村田 雄二郎